

令和 6 年 6 月 4 日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部

改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 1 号中「始期」の次に「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満 3 歳)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(7) 子育て支援時間（当該職員が満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満 3 歳に達する日の翌日）から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児である子にあっては、満 12 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものを含む。）を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

第 15 条に次の 1 項を加える。

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパート

タイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

子育て支援時間の導入に伴う規定の整備等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。